

令和6年度財政援助団体等監査の講評に基づく措置状況について(古知野西保育園)

口頭事項	措置状況
①「江南市立古知野西保育園の管理及び運営に関する協定書」第14条第4項中、江南市個人情報保護条例（平成15年条例第1号）は令和5年3月31日付にて廃止されている。協定書の一部変更について協議されたい。	令和6年度中に変更協定を締結します。
②第三者評価の評価結果の報告に対して、現状のサービスがより良いものとなるよう、改善に向け、協議されたい。	第三者評価の結果報告時または年度末の事業報告時に、改善点（「改善が求められる点」への記載事項や判定項目がC評価だった項目）については、改善方法を記載して書面にて市に提出します。
③仕様書について、検査の必要性があいまいな表記があった。仕様書の記載を見直されたい。	次回の指定管理者選定の際の仕様書においては、事業者が実施すべき事項を明確にし、記載します。
④備品台帳について、廃棄済みと思われる備品が記載されていた。市と情報共有を図り、適切に管理されたい。	令和6年度中に保育園にて備品台帳と備品を照合し、備品台帳の修正を行うとともに、継続して備品台帳を適正に管理していきます。
⑤施設修繕について、指定管理者において10万円を超える修繕を実施した際は、市と指定管理者で協議した内容を文書により記録されたい。	今後は、10万円を超える修繕については、協議書に記録し、市と指定管理者の双方で保管するようにします。